

※令和7年1月22日「事業停止期間」を訂正しました。  
令和7年1月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社コスモ交通 (法人番号: 7040002069833) 代表者 高野 善治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県君津市南子安2-15-6-B202 (本社営業所) 千葉県君津市南子安2-15-6-B202
(4) 行政処分等の内容	事業の停止 44日間 <del>(事業停止期間: 令和7年1月30日～令和7年2月12日)</del> (事業停止期間: 令和7年1月29日～令和7年3月13日)
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年11月7日、令和5年12月14日及び令和6年1月11日、定期的な監査を実施。10件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(7) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8) 高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9) 定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(10) 運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 44点 当該事業者の累積点数 68点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	羽田空港交通株式会社（法人番号：9010801024163） 代表者 大西 昭範
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県川崎市川崎区東扇島90-3- I (東京営業所) 東京都江戸川区南葛西6-20-13-102
(4) 行政処分等の内容	事業の停止 14日間 (事業停止期間: 令和7年1月30日～令和7年2月12日)
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年12月6日及び令和5年12月7日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(4) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5) 高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7) 定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14点 当該事業者の累積点数 64点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)